

地方交付税法等の一部を改正する法律の概要

I 一般財源総額及び地方交付税総額の確保と算定内容の改正（通常収支分）

(1) 一般財源総額及び地方交付税総額の確保

区分	令和8年度	令和7年度	増減額
一般財源（地方税＋地方交付税等）※	67兆5,078億円	63兆7,714億円	+3兆7,364億円
うち地方交付税	20兆1,848億円	18兆9,574億円	+1兆2,274億円

※ 水準超経費を除く交付団体ベース

水準超経費を含めた一般財源総額は71兆9,878億円（令和7年度：67兆5,414億円、増減額：+4兆4,464億円）

- 地方交付税総額について、前年度を1.2兆円上回る20.2兆円を確保
- 引き続き臨時財政対策債の新規発行額をゼロとした上で、交付税特別会計の借入金残高を2.9兆円※縮減 ※ 交付税特別会計の債務の一般会計への承継額（0.7兆円）を含む

(2) 普通交付税の算定内容の改正

- 都道府県における産業クラスターの形成・拡大や地場産業の付加価値向上に要する経費の財源を措置するため、「地域未来基金費」（0.4兆円）を創設
- 臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費の財源を措置するため、「臨時財政対策債償還基金費」（0.8兆円）を創設
- 令和8年度の普通交付税の算定の基礎となる単位費用の額等を改正

(3) 地方特例交付金の拡充

- 当分の間税率（軽油引取税等）、環境性能割（自動車税等）廃止に伴う減収を補填するため、軽油引取税減収補填特例交付金、自動車税減収補填特例交付金等を創設

【地方交付税法、特別会計に関する法律、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律】

II 震災復興特別交付税の確保（東日本大震災分）

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を措置するため、震災復興特別交付税を539億円確保

※ 令和8年度に確保する額 : 456億円
令和7年度に確保した額のうち令和8年度活用分 : 83億円

【地方交付税法】

III 公営企業の経営改善の取組に係る地方債の特例の創設

地方公共団体が、公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、これに伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合に必要となる経費に充てるための地方債の特例を創設

【地方財政法】

施行期日 令和8年4月1日